

2025年1月8日

公益社団法人日本地すべり学会  
関東支部正会員各位

公益社団法人日本地すべり学会  
関東支部 支部長 新井場公德

## 代議員候補者の募集について

公益社団法人日本地すべり学会定款第11条に定める代議員選挙のため、代議員選挙細則に基づき、代議員候補者を募ります。代議員に立候補を希望される正会員は、下記のとおり、日本地すべり学会関東支部事務局まで応募して下さい。

### 記

#### 1. 候補者の要件

公益社団法人日本地すべり学会の正会員であること。役員との兼任はできません。

#### 2. 応募の方法

次の通り地すべり学会関東支部事務局にメールで応募して下さい。

※メール送付先：araiba あ fri.go.jp 「あ」を@へ変えて下さい。

※件名は「代議員候補への応募」としてください。

※本文中に、会員番号、氏名、読み（カタカナ）、所属機関名、メールアドレスを記載願います。

※数日中に受付の返信をします。1週間ほど経過して返信がない場合には、次へ連絡願います。araibakiminori あ gmail.com 「あ」を@へ変えて下さい。

#### 3. 応募の期限

2025年1月17日

#### 4. 候補者の選定等

応募者数が支部の定数を越えた場合は、20名以上の推薦人リストを添えて再応募となります。支部から推薦された候補者は、地すべり学会正会員による投票を経たうえで、正式に代議員として選出されることになります。

#### 5. 代議員の役割など

定款第21条によれば、代議員で構成する総会は、定款の変更、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認、役員を選任又は解任等、最高意思決定機関としての役割を有します。

以上